

(案)

## 電力受給契約書

神奈川県公営企業管理者（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）との間に、電力の受給について次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 神奈川県公営電気事業の水力発電所による電力の供給に関し、発注者と受注者はこの契約に基づき電力の受給を行う。

(総則)

第2条 発注者及び受注者は、電力の受給に関して、この契約書、仕様書及びその他の関係図書（別に発注者が指示する文書を含む。以下「仕様書等」という。）及び神奈川県公営企業財務規程（昭和42年企業管理規程第11号。以下「規程」という。）に従い、これを履行しなければならない。

(受給電力)

第3条 発注者は、その所有する別表1の発電所の発電電力のうち、その運転維持に必要な電力を除く全量を受注者に供給し、受注者はこれを受電する。ただし、城山発電所の揚水に必要な電力及び所内電力は受注者の負担において受注者が発注者に供給するものとし、その電力は別表1のとおりとする。

(受給場所、電圧及び力率)

第4条 電力の受給場所、電圧及び力率は別表2のとおりとする。

(電気方式及び周波数)

第5条 電気方式は、交流3相3線式とし周波数は50ヘルツとする。

(送電時間)

第6条 発注者は、城山発電所の発電電力の送電及び揚水電力の受電については、受注者が必要とする時間についてのみ行い、それ以外の発電所の送電については、発注者が作成する運転パターン及び電力量予測値により送電するものとする。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、保安上やむを得ない事由がある場合には、受注者と協議することなく電力の全部又は一部の供給を休止することができるものとする。この場合、発注者は、休止後速やかにその旨を受注者に通知するとともに、早期復旧に努めるものとする。

(送電上の責任分界点)

第7条 送電上の責任分界点は、別表3のとおりとする。

(相互協力)

第8条 発注者及び受注者は、電力受給に当たって相互に電力設備の合理的経済的運用について協力するものとする。

(目標受給電力量)

第9条 各年度の目標受給電力量は、仕様書等のおりとする。ただし、一般水力発電所は気象状況等により受給電力量が変動するため、目標受給電力量を保証するものではない。

2 目標受給電力量と実際の受給電力量に差が生じた場合においても、受注者はその全量を購入するものとする。

3 城山発電所の受給電力量及び揚水電力量は、受注者の運用による。

(運用申合せ書の作成)

第10条 仕様書等で定めのない事項については、発注者及び受注者で協議して定めるものとし、運用申合せ書を受注者が作成する。

(受給電力の通知)

第11条 発注者は、毎日、発電所ごとに運転パターン及び電力量予測値及びその他給電上必要な事項を受注者に通知するものとする。

(託送供給契約)

第12条 受注者は、一般送配電事業者が定めた託送供給等約款に基づく契約（以下「託送供給契約」という。）が必要となる場合は、受注者の負担で一般送配電事業者と託送供給契約を遅滞なく締結するものとする。

(受給電力量の計算)

第13条 各受給場所における受給電力量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った電力量計（取引用電力量計並びにその他計量に必要な付属装置及び区分装置を指し、以下「電力量計」という。）により行うものとする。

2 電力量計の検針については、一般送配電事業者が定める託送供給等約款のもと、発注者及び受注者で協議して決定するものとする。

3 電力量計の故障により計量できないときは、発注者及び受注者で別途協議のうえ、月毎の受給電力量の算定を行うものとする。

(城山発電所の停電電力量の決定)

第14条 発注者の責による事由により、1時間以上にわたり設備停止又は発電力を抑制した場合の停電電力量の決定は次によるものとし、特別の場合は別途協議する。また、次条で定める年間許容停電電力量を超えないものについては、停電の対象としない。

(1) 設備停止の場合

設備最大出力×停電継続時間

設備最大出力とは、別表1の最大出力に相当する当該発電機の出力をいう。

(2) 発電力を抑制した場合

$$\text{設備最大出力} \times \text{抑制継続時間} - \frac{\text{抑制継続時間中における実績発電電力量}}{\text{設備最大出力}} \times \frac{\text{設備最大出力}}{\text{運転可能出力}}$$

運転可能出力とは、当該時点の水位において発電機が完全な場合に発電し得る最大出力をいう。

(城山発電所の年間許容停電電力量)

第15条 城山発電所の年間許容停電電力量は、仕様書等のおりとする。

ただし、仕様書等に示す追加停電電力量については、原則として年間停電電力量に含めないものとする。

(記録)

第16条 発注者及び受注者は、電力受給に関する事項を記録し、必要があるときはいつでもその提示を求めることができるものとする。

(容量市場の取扱い)

第17条 発注者が、電力広域的運営推進機関が運営する容量市場（以下、「容量市場」という。）に参加している場合、発注者が容量市場から受け取る容量確保契約金額はこの受給契約による収入との精算は行わないものとする。

2 受注者の責により容量市場の計画停止及び計画外停止が発生した場合、その容量市場の経済的ペナルティは、受注者が負担するものとする。その算定については発注者と受注者との協議により定めるものとする。

3 受注者は、容量確保契約約款により発注者が調整機能を有する安定電源（城山発電所）について一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結することを承諾するものとする。

受注者は余力活用に関する契約内容について理解し、その運用について協力するものとする。

また、受注者は、余力活用に関する契約を一般送配電事業者と締結し、発注者と一般送配電事業者との契約から切り替えるものとする。詳細については協議するものとする。

(一般水力発電所の電力量料金)

第18条 受注者が発注者に支払う毎月の電力量料金は、第13条に定める方法により計量された受給電力量に次の契約単価を乗じて算定した額とし、1円未満は切り捨てるものとする。

契約単価 (1キロワット時につき)	金〇〇.〇〇円 (消費税等相当額を含まず)
----------------------	--------------------------

(城山発電所の電力料金)

第19条 受注者が発注者に支払う毎月の電力料金は、次号に定める額とする。

(1) 契約金額（城山発電所分）

契約金額 (1年間につき)	金〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 (消費税等相当額を含まず)
------------------	----------------------------------

(2)月額料金

月額料金は、前号の契約金額の12分の1の額とし、端数については3月の月額料金に合算し、1円未満は切り捨てるものとする。

4～2月	月額〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 (消費税等相当額を含まず)
3月	月額〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 (消費税等相当額を含まず)

(城山発電所の停電による電力料金の減額)

第20条 第14条による年間停電電力量の累計が、第15条の年間許容停電電力量を超過した場合(以下、その超過分を「超過停電電力量」という。)は、超過停電電力量1キロワット時につき次の単価を乗じて得た金額(1円未満の端数金額は切り捨て)を年度末に前条第2号の電力料金から控除するものとする。また、追加停電電力量を超過する場合も同様とする。

超過停電電力量単価 (1キロワット時につき)	金〇.〇〇円 (消費税等相当額を含まず)
---------------------------	-------------------------

(料金の支払)

第21条 発注者及び受注者は、毎月の初めに速やかに前月分の月間供給電力量及び料金算定上必要な事項を確認するものとする。

- 2 発注者は、毎月、第18条及び第19条により算定した料金に消費税等相当額を加算した金額を、納入通知書により受注者に通知し、受注者は、納付期限までに発注者に支払うものとする。
- 3 受注者は、自己の責めに帰すべき理由により、納付期限までに料金を支払わない場合は、その延滞日数に応じ、前項の金額に年2.5パーセントの割合で計算した額(以下「遅延利息」という。)を発注者に支払うものとする。
- 4 発注者及び受注者は、各年度の受給開始前に電力料金の支払に関する日程について協議し、年間スケジュールを作成する。

(消費税等相当額)

第22条 この契約における消費税等相当額とは、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課される消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により課される地方消費税の相当する金額をいう。

なお、消費税等相当額の単位は1円とし、1円未満の端数金額は切り捨てとする。

(契約保証金)

第23条 受注者は、現金または規程第136条に定める有価証券等により契約保証金をこの契約締結前に発注者に納付するものとする。ただし、規程第138条により、契約保証金を免除された場合は、この限りではない。

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額は、当初契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。

契約保証金	金〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
-------	-----------------

- 3 発注者は、受注者がこの契約による債務の履行を完了したときは、速やかに契約保証金を還付するものとする。
- 4 前項において、還付する契約保証金には、利子は付さないものとする。
- 5 第31条第1項及び第2項並びに第32条により契約が解除されたときは、契約保証金は発注者に帰属するものとする。

(環境価値の取扱い)

第24条 発注者が受注者に供給する電力に含まれる非化石価値等の環境に係る付加価値（以下「環境価値」という。）については受注者に帰属するものとし、その価値は第18条の規定により算定される電力量料金に含まれるものとする。ただし、城山発電所より供給する電力には、環境価値は含まない。

- 2 環境価値の移転に係る手続き等、取扱いについては、発注者と受注者で協議するものとする。
- 3 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）等の非化石価値に関する法令に改訂があった場合には、発注者及び受注者で協議するものとする。

(電力受給期間)

第25条 この契約による電力受給期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(契約期間)

第26条 この契約の契約期間は、契約の締結の日からこの契約全ての債務履行が完了した日までとする。

(供給条件の変更)

第27条 発注者は、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は電力の供給を一時停止することができる。

- 2 前項の規定により電力量料金又は電力料金を変更するときは、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。
- 3 天災事変その他経済情勢の激変若しくは設備上著しい状況の変化、又はこの契約により難しい事情が生じ、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者及び受注者が協議して、電力量料金又は電力料金、及びその他の契約内容を変更することができる。
- 4 経済産業省において検討されている送配電網の維持・運用費用における発電側課金が本プロポーザル公告後に導入された場合は、併せて国が示すこととしているガイドラインに基づき、発注者及び受注者が発電側課金の転嫁に係る契約変更の協議を行うものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第28条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者が承認した場合はこの限りでない。

2 前項の規定に関わらず、受注者がこの契約により生ずる権利を第三者に譲渡しようとするときは、受注者は当該第三者に対し、当該譲渡にかかる権利について、前項の規定により譲渡が禁止されている旨を通知しなければならない。

(インバランス料金)

第29条 計画した供給電力と実際の供給電力の差分（以下「インバランス」という。）が発生した場合、受注者の責任においてこれに対応し、発注者は関与しないものとする。

2 受注者は、発注者の原因によるインバランス料金が発生した場合においても、発注者に対して金銭及び発電量等の一切の請求を行うことはできないものとする。

(守秘義務)

第30条 発注者及び受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行に当たって知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約の期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りでない。

(発注者の解除権)

第31条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。なお、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わないものとし、解除した場合、発注者は違約金として発注時に示した目標受給電力量に第18条の契約単価を乗じて計算した額及び第19条の年間金額に契約年数を乗じて計算した額から、履行済みの金額を差し引いた額の100分の15に相当する金額を徴収することができる。

(1) 受注者が納付期限までに第21条により算定された料金の支払いをせず、その後、督促状により指定された期限までに支払いをしないとき（電力量料金の一部の支払いがなかった場合を含む。）、又はその見込みがないと発注者が認めるとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人が契約の締結又は電力の買受けに当たり、不正な行為をしたとき。

(3) 受注者が、この契約書等で定める契約条件を遵守できないと発注者が認めるとき。

(4) 受注者が、電気事業法第2条の9の規定により小売電気事業者の登録が取り消されたとき、又は取り消される見込みがあると発注者が認めるとき。

(5) 受注者が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定により、納付すべき金額を納付していない小売電気事業者として経済産業大臣から公表されたとき。

(6) 受注者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(7) 受注者が、第6項に規定する債権保全のための必要な措置を講じなかったとき。

- (8) 前各号のほか、受注者がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
- (9) 第33条の規定によらないで、受注者からこの契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項第1号の場合のほか、受注者の電力量料金の支払いが、納付期限を3回以上遅れたとき、又は2回連続で遅れたときは、発注者は受注者に催告なくして直ちに契約解除できるものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、発注者に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、発注者に生じた損害が納付済みの契約保証金若しくは履行保証保険による保険金支払額又は契約保証金に代わる担保により発注者が支払いを受ける額を超える場合においては、その超える分について賠償するものとする。
- 4 前項の規定により受注者が発注者に対して賠償する損害賠償の範囲は、契約解除日の前日までの電力量料金とその遅延利息のほか、発注者が得べかりし利益についても、その範囲とする。
- 5 前項で規定する得べかりし利益は、次のとおりとする。
  - (1) 第18条に規定する電力量料金単価に、契約解除日から契約解除に伴う新たな契約の電力受給開始日の前日までの間の発電電力量又は目標受給電力量を乗じて得た額に消費税相当額を加えて得た額（1円未満切捨）。
  - (2) 第19条に規定する月額電力料金を、契約解除日から契約解除に伴う新たな契約の電力受給開始日の前日までの間の日数により日割りして得た額に消費税相当額を加えて得た額（1円未満切捨）
  - (3) 第18条に規定する電力量料金単価と契約解除に伴う新たな契約の電力量料金単価との差額に、新たな契約の受給開始日から第25条で規定する受給期間が満了するまでの間の発電電力量又は目標受給電力量を乗じて得た額に消費税相当額を加えて得た額（1円未満切捨）。ただし、新たな契約の電力量料金単価の方が高い場合、この限りではない。
  - (4) 第19条に規定する月額電力料金と契約解除に伴う新たな契約の月額電力料金との差額に、新たな契約の受給開始日から第25条で規定する受給期間が満了するまでの間の日数により日割りして得た額に消費税相当額を加えて得た額（1円未満切捨）。ただし、新たな契約の月額電力料金の方が高い場合、この限りではない。
- 6 発注者は、受注者が第1項第1号から第6号及び第8号のいずれかに該当するおそれがある場合には、あらかじめ受注者に対して債権保全のための必要な措置を講じさせることができる。

(発注者の催告によらない解除権)

第32条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 第28条の規定に違反して権利義務を譲渡したとき。
- (2) 警察本部からの通知に基づき、受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び第34条において「条例」という。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
  - イ 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。

ウ 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。

エ 受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

(3) この契約に関して次のいずれかに該当するとき。

ア 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第7条の2第1項の規定による命令）が確定したとき。

イ 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令又は同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令（受注者に対してされたものに限る。））が確定したとき。

ウ 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

3 第1項第1号の規定に基づいて発注者が契約を解除した場合は、発注者は違約金として発注時に示した目標受給電力量に第18条の契約単価を乗じて計算した額及び第19条の年間金額に契約年数を乗じて計算した額から、履行済みの金額を差し引いた額の100分の15に相当する金額を徴収することができる。

4 第1項第2号の規定に基づいて、発注者が契約を解除した場合は、受注者は、違約金として発注時に示した目標受給電力量に第18条の契約単価を乗じて計算した額及び第19条の年間金額に契約年数を乗じて計算した額の100分の10に相当する額を、発注者が指定する期間内に支払わなければならない。

5 受注者は、第1項第3号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、発注時に示した目標受給電力量に第18条の契約単価を乗じて計算した額及び第19条の年間金額に契約年数を乗じて計算した額の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が賠償金の支払いを必要と認めない場合は、賠償金の支払いを要しない。なお、発注者に生じた実際の損害額が本項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(受注者の解除権)

第33条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったときは、契約を解除することができる。



- 2 受注者は、前項によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第34条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、債務の履行に影響が生じるおそれがある場合は、発注者と債務の履行に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害により納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。

(賠償金等の徴収)

第35条 受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者が指定した期間内に支払わないときは、発注者は、発注者が指定した期間末日の翌日から起算して、受注者が賠償金等を納付した日までの日数に応じた遅延利息を、賠償金等の額に加えて徴収する。

(発注者の損害賠償請求等)

第36条 受注者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、発注者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、発注者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。
  - (1) 受注者が債務の履行が不能であるとき。
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 受注者の債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は受注者の債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(提案書)

第37条 受注者がプロポーザルで提案した事項の詳細については、発注者及び受注者が協議して決定し、受注者はその内容について実施計画書を作成の上、電力受給期間開始前に提出するものとする。

- 2 受注者は提案した事項の実施状況が確認できる資料を年1回提出するものとする。ただし、発注者から指示があった場合は、その都度提出するものとする。
- 3 提案した事項の履行状況が著しく不相当と認められる場合は、契約等を解除する場合がある。

(契約情報の取扱い)

第38条 発注者及び受注者は、本契約の内容について発注者の議会对応に関するものを除き、事前に相手方の書面による承認を得ない限り第三者に対して開示することができない。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求があった場合、受注者に意見を提出する機会を与える。

(費用の負担)

第39条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

- 2 受注者は、発注者の施設内に必要な計量器、通信装置その他付属装置（以下「通信装置等」という。）を設置又は変更する必要がある場合は、受注者の負担でこれを行うものとする。なお、設置場所及び時期並びに責任分界点等については、発注者及び受注者が協議して決定する。
- 3 受注者は設置した通信装置等について、受給期間満了後又は必要がなくなった場合は、受注者の負担でこれを速やかに撤去し原状回復を行うものとする。

(訴訟の提起)

第40条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(協議事項)

第41条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、規程に基づくほか、発注者及び受注者が協議して決定する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者と受注者とが両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和〇年〇月〇日

発注者 横浜市中区日本大通1  
神奈川県公営企業管理者  
企業庁長 ○○ ○○ 印

受注者 ○〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 ○○ ○○ 印

別表 1

発電所名	所在地	最大出力 (kW)
相模発電所	神奈川県相模原市緑区若柳字西原	31,000
津久井発電所	神奈川県相模原市緑区谷ヶ原	25,000
道志第1発電所	神奈川県相模原市緑区牧野字西原	10,500
道志第2発電所	神奈川県相模原市緑区牧野字城山	1,050
道志第3発電所	神奈川県相模原市緑区牧野字西原	1,000
道志第4発電所	神奈川県相模原市緑区牧野字城山	59
愛川第1発電所	神奈川県愛甲郡愛川町半原	24,200
愛川第2発電所	神奈川県愛甲郡愛川町半原	1,200
早川発電所	神奈川県足柄下郡箱根町宮城野字上河原	2,900
柿生発電所	神奈川県川崎市麻生区黒川字西谷	680
城山発電所	神奈川県相模原市緑区川尻龍籠	250,000

※城山発電所は純揚水式発電所

揚水用電力            最大電力    290,000 キロワット

所内電力                                    1,705 キロワット

別表 2

受給場所		標準電圧 (ボルト)	標準力率 (パーセント)
相模発電所	神奈川県相模原市緑区所在	154,000	95
津久井発電所	神奈川県相模原市緑区所在	66,000	95
道志第1発電所	神奈川県相模原市緑区所在	66,000	85
道志第2発電所	神奈川県相模原市緑区所在	6,600	90
愛川第1発電所	神奈川県愛甲郡愛川町所在	66,000	95
早川発電所	神奈川県足柄下郡箱根町所在	66,000	85
柿生発電所	神奈川県川崎市麻生区黒川所在	6,600	85
城山発電所	神奈川県相模原市緑区所在	154,000	90

別表 3

受給場所	送電上の責任分界点
相模発電所	相模発電所構内屋外変電所 154,000ボルト送電線引出口に 施設した発注者の断路器
津久井発電所	津久井発電所構内屋外変電所 66,000ボルト送電線引出口 に施設した発注者の断路器
道志第1・3発電所	道志第1発電所構内屋外変電所 66,000ボルト送電線引出口 に施設した発注者の断路器
道志第2・4発電所	道志第2発電所引込柱に施設した発注者の区分開閉器の 東電PG側リード線と東電PG高圧引込線との接続点
愛川第1・2発電所	愛川第1発電所構内屋外変電所 66,000ボルト送電線引出口 に施設した発注者のGISの送電側ブッシング
早川発電所	早川発電所構内屋外変電所 66,000ボルト送電線引出口に 施設した発注者のGISの送電側ブッシング
柿生発電所	柿生発電所引込柱に施設した発注者の区分開閉器の東電 PG側リード線と東電PG高圧引込線との接続点
城山発電所	城山発電所構内屋外変電所 154,000ボルト送電線引出口に 施設した発注者の断路器